

## 「吏員」の更迭・任免について

植山 淳

吏員の更迭・任免については、何といつても町村制の分析が必要である。町村制は明治二十一年四月、法律第四四四号として制定され、その後、数次にわたつて改正されている。そのそれぞれについて町村吏員の位置づけについて、どのように規定されてきたかを見ていくことが近代日本の町村行政の中での同問題を考える上で重要である。本稿では、以上の視点に立ちつつ明治四四年四月制定の「改正町村制」（法律第六九号）を中心に分析してみたい。

まず町村吏員とは何だろうか。「町村制」において町村吏員とは、町村長、助役、収入役（副収入役）、区長（区長代理者）、常設委員、臨時委員、その他有給吏員（書記）を指す。以下、それぞれの定数、選定、任免、職務権限等を見ていこう。

**町村長** 一名（第六十条）。任期四年（第六十二条）。基本的に名誉職とする。ただし町村会の議決により、有給村長も認められる（第六十一条）。なお有給村長の場合においてのみ、町村公民でなくともよい（第六十三条）。ただし任期中は町村公民として扱われる。任命は町村会での選挙の後、府県知事の認可を必要とする（第六十四条）。なお明治二十二年の「町村制」においては、年齢三〇歳以上という制限が付いていた。

その職務は、「町村ヲ統括シ町村ヲ代表ス」（第七十二条）というもので、担任する事務の概目としては、

一 町村会ノ議決ヲ経ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ発シ及其ノ議決ヲ執行スル事。

二 財産及營造物ヲ管理スル事。但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事。

三 収入支出ヲ命令シ及会計ヲ監督スル事。

四 証書及公文書類ヲ保管スル事。

五 法令又ハ町村会ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、町村税又ハ夫役現品ヲ賦課徴収スル事。

六 其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職権に属スル事項。

とある。それとともに第七十七条の「法令ニ定ムル所ニ依リ国府県其ノ他公共団体ノ事務ヲ掌ル」という、いわゆる「機関委任事務」の規定も忘れてはなるまい。

上記の業務遂行のために、町村長は必要となる有給吏員の任免を行い（第七十一条）、その指揮監督権を持つ（第七十三条）。

次に町村会との関係を見よう。町村長は町村会の招集を行い（第四十七条）、町村会の議長となり、議事の進行にも責任を持つこととなつている（第四十五条）。実際、上記事務概目にもあるとおり、町村長は年度歳入出予算・決算の調製を行い、町村会に提出する義務を負っている（第一百三十三条・第二百二十二条）。また町村会の議決等が、その権限を越えたり、法令等に背き、あるいは「公益ヲ害シ町村ノ収支ニ関シ不適当ト認ムルトキ」は、町村長は監督官庁の指揮により再議に付すことができる（第七十四条）。さらに町村会が何らかの理由で成立しない場合、郡長へ報告・指揮を受けた後は、町村会の議決すべき事項についても処置することが可能となる（第七十五条）。また臨時に急ぎ町村会の判断を要する場合で、急な町村会開催が困難な場合、町村長が専決し、次の町村会で事後報告することも可能である（第七十六条）。

**助役** 一名。ただし町村条例（町村会の議決）により増員が可能

となる(第六十条)。町村長と同じく基本的に名誉職とする。ただし町村会の議決により、有給助役も認められる(第六十一条)。明治二年「町村制」では有給助役は一名のみに限られていたが、その制限は明治四年の改正で撤廃された。その職務は「町村長ノ事務ヲ補助ス」というもので、また「町村長故障アルトキ之ヲ代理ス」ともある(第七十九条)。さらに町村会の議決により、町村長の事務の一部を分掌せしむることができる(第七十八条)。その任命は町村長の推薦により町村会で選定し、府県知事が認可する。

**収入役** 一名。有給吏員で任期は四年。町村長の推薦により町村会で指名され、郡長の認可を受ける必要がある(第六十七条)。ただし特別の事情がある町村においては郡長の許可を得て、町村長又は助役が収入役の事務を兼掌することができる。収入役の職務は「町村ノ出納其ノ他ノ会計事務及第七十七条ノ事務ニ関スル国府県其ノ他公共団体ノ出納其ノ他ノ会計事務ヲ掌ル」とある。(第八十条)この第七十七条とは前出「機関委任事務」の規定である。

なお副収入役を、町村会の承認により設置できる(第六十七条)。この副収入役は明治四年の町村制改正以降認められたもので、収入役の補助・収入役故障の際の代理のほか、収入役の事務の一部分掌(町村長により郡長の許可を得た上で)も可能となる。

**区長および区長代理者** 「庶務便宜ノ為区ヲ画シ」設置され(第六十八条)、その職務は、区長は「町村長ノ命ヲ承ケ町村長ノ事務ニシテ区内ニ関スルモノヲ補助ス」、区長代理者は「区長ノ事務ヲ補助シ区長故障アルトキ之ヲ代理ス」とされ(第八十一条)、名誉職に限られる。また町村公民にして選挙権を有するものに限られ、町村会で選挙される(第六十八条)。明治二年町村制では、区域廣濶、人口稠密に限り実施となっており、その判断は府県知事にゆだねられていた。

**常設委員・臨時委員** 名誉職。町村会で議員あるいは町村公民の中から選挙権のあるものより選挙して任命される。常設委員会、臨時委員会の組織については町村条例で別段の規定を設けなければならない。委員長は町村長または助役がつとめる(第六十九条)。

職務は「町村長ノ指揮監督ヲ承ケ財産又ハ營造物ヲ管理シ其ノ他委託ヲ受ケタル町村ノ事務ヲ調査シ又ハ之ヲ処分ス」(第八十二条)というものである。

**その他有給吏員および書記** さらに町村制は、以上のもののほか、町村に必要な有給吏員をおくことができることとなっている。これが一般の町村吏員であろう。その定数は町村会の議決により決定され、町村長が任命する。これは町村制第七十一条に規定されているため、あえて名付けるなら「第七十一条吏員」とでもいうべきであろう。その職務は「町村長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス」と規定されている(第八十三条)。

また厳密には町村吏員とは分けて考えられているが、町村会には書記が置かれている。「議長ニ隷属シテ庶務ヲ処理セシム」とある(第五十七条)。しかし上記のように、町村会の議長は町村長であり、先の「第七十一条吏員」との区別はほとんど不可能であったと思われる。書記は会議録の調製が主な職務となる(第五十八条)。

最後に、上述の各町村吏員の給与について見ておこう。まず名誉職町村長以下名誉職員も、職務のため要する費用に対する「費用弁償」さらには勤務に相当する「報酬」を給する事ができる。ただしこの金額及び支給方法は町村会の議決で定められる(第八十四条)。有給町村長以下有給吏員の給料額・旅費額およびその支給方法は、町村会の議決で定められる(第八十五条)。また有給吏員には、「退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料を給する事ができる。」

そしてこれら「費用弁償」、「報酬」、「給与」は、町村の負担とすることが明示されている(第八十八条)。